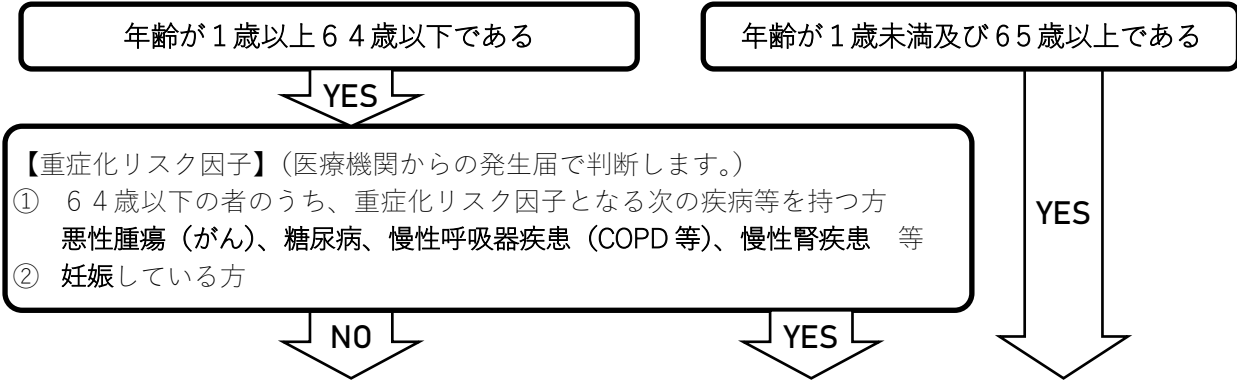


新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてのフロー～

和歌山市ホームページ「新型コロナウイルス感染症陽性となった方へ」

をご覧ください、自宅での療養を開始してください。



保健所の連絡	検査をした医療機関等から配布されたリーフレット（本書）により必要な情報を案内																																							
	原則、保健所からの連絡はありません。	保健所から連絡します。																																						
相談	和歌山県コールセンター 073-441-2170（24時間） 和歌山市新型コロナウイルス感染症健康相談窓口 073-488-5112（9：00～17：45）																																							
療養	・自宅療養	・自宅療養 ・入院																																						
	体調悪化で受診したい場合は、かかりつけ医又は検査をした医療機関にお問合せください。 受診先に心当たりのない場合は、和歌山市ホームページ「新型コロナウイルス感染症陽性となったかたへ」で検索してください。 その他体調悪化に関する相談は、和歌山市保健所 073-488-5110にご相談ください。																																							
療養期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>0日</th><th>1日</th><th>2日</th><th>3日</th><th>4日</th><th>5日</th><th>6日</th><th>7日</th><th>8日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例) 9/1</td><td>9/2</td><td>9/3</td><td>9/4</td><td>9/5</td><td>9/6</td><td>9/7</td><td>9/8</td><td>9/9</td> </tr> <tr> <td>【有症状】 発症日</td><td colspan="6">療養期間（7日間※1）</td><td>症状軽快</td><td colspan="2">療養解除</td> </tr> <tr> <td>【無症状】 検体採取日</td><td colspan="6">療養期間（7日間※2）</td><td colspan="3">療養解除</td> </tr> </tbody> </table> <p>有症状者は発症日を、無症状者は検体採取日を0日目として7日間は自宅療養してください。 療養期間中に症状が軽快しない場合や、無症状の方が途中で発症した場合は、療養期間が変わりますので保健所へ連絡してください。</p> <p>※1 10日間が経過するまでは感染リスクが残存します。自身での健康観察や自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。 現に入院されている方（高齢者施設に入所している方を含む）は、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目からの療養解除となります。 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。</p> <p>※2 無症状の方で、療養5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、6日目に療養を解除することが可能です。 7日間が経過するまでは感染リスクが残存します。自身での健康観察や自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。</p>		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	(例) 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	【有症状】 発症日	療養期間（7日間※1）						症状軽快	療養解除		【無症状】 検体採取日	療養期間（7日間※2）						療養解除		
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日																																
(例) 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9																																
【有症状】 発症日	療養期間（7日間※1）						症状軽快	療養解除																																
【無症状】 検体採取日	療養期間（7日間※2）						療養解除																																	

同居者の方への対応

濃厚接触者になります。

同居者の自宅待機期間は陽性者との最終接触日を0日目として5日間です。

その間に症状がある場合は、速やかに医療機関を受診してください。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
(例) 7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7
家庭内での 感染対策開始	自宅待機期間（5日間※1）					待機解除

家庭内で感染対策を始めた日を0日目として5日間は自宅待機してください。

※1 別の同居者が陽性者となった場合は、改めてその同居者が発症した日を0日目として5日間となります。
ただし、陽性者となった方と隔離ができていた場合は、この限りではありません。